

小野原西土地利用計画

- 今回の生活介護事業所建設用地は、区画整理時において「集合農地区」として土地利用が計画されていました。
 - 小野原西特定土地区画整理事業の施行において、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第17条第1項に基づき、市が事業計画に集合農地区を定めています。
- 事業計画では、集合農地区の設計説明書の項目に「農地継続を希望する権利者に対し、地区北部に集合農地区を確保する。施設としては、将来の市街化に対応出来るよう上水道、下水道、ガス等の都市施設をあらかじめ適宜配置する。」と定めており、集合農地区は将来の市街化を見越した地区として設計されています。

土地利用計画図

